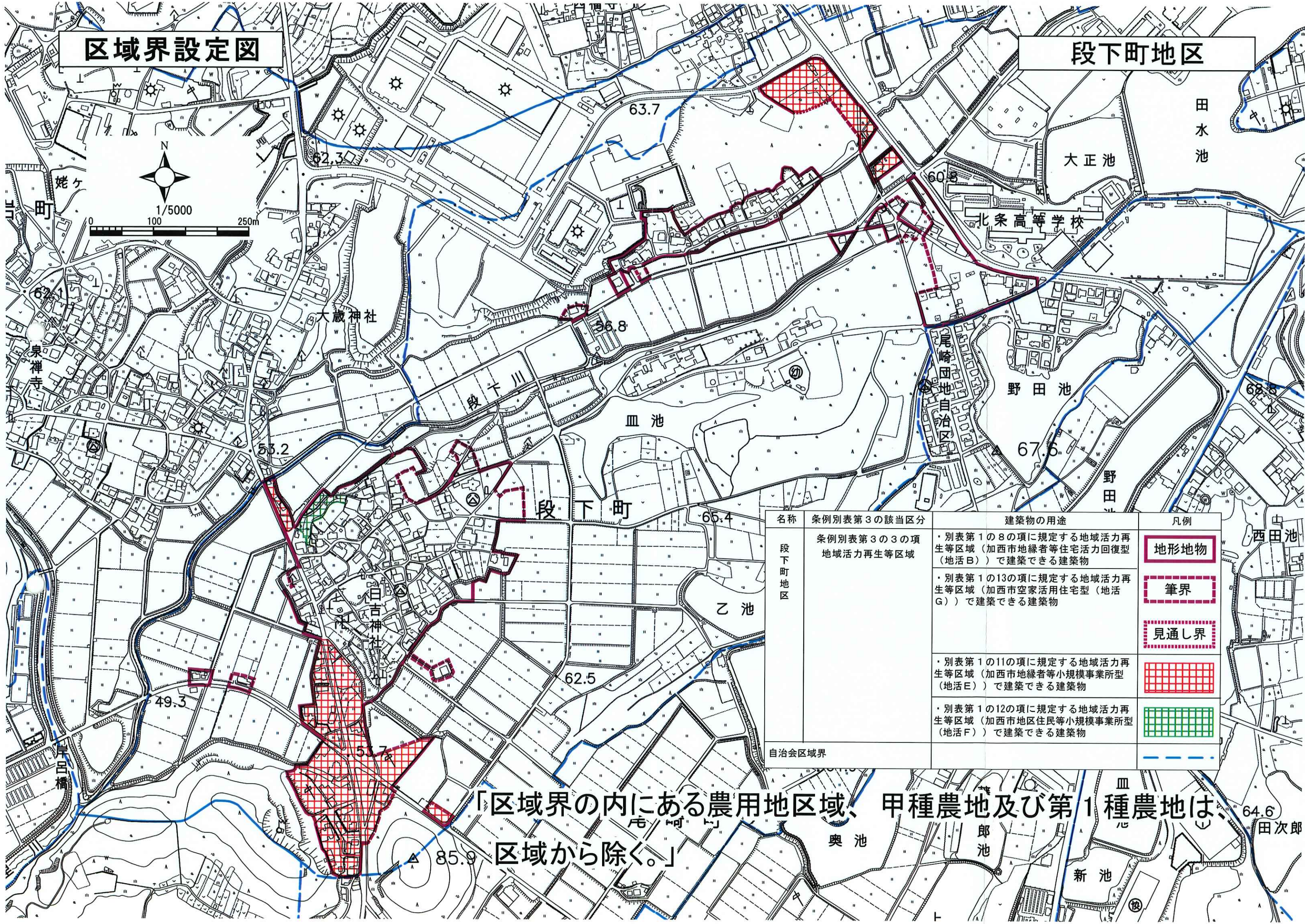


区域界設定図

段下町地区



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
段下町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の8の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力回復型（地活B））で建築できる建築物	地形地物
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	筆界
			見通し界
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
自治会区域界			

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」